

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成28年8月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 届出者名
株式会社デンコードー 代表取締役 井上 恵右
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ大崎古川本店
大崎市古川稲葉字亀ノ子150
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社デンコードー 代表取締役 井上 恵右
名取市上余田字千刈田308番地
- 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場1	104台	駐車場1	94台
駐車場2	32台	駐車場2	17台
		駐車場3	25台
	合計 136台		合計 136台

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
駐車場1 午前9時30分から午後10時30分まで	駐車場1 午前9時30分から午後10時30分まで
駐車場2 午前9時30分から午後8時30分まで	駐車場2 午前9時30分から午後10時まで
	駐車場3 午前9時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
駐車場 1	3箇所	駐車場 1	3箇所
駐車場 2	2箇所	駐車場 2	2箇所
		駐車場 3	3箇所
	合計 5箇所		合計 8箇所

5 変更の年月日

平成28年8月1日

6 届出年月日

平成28年7月29日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

8 縦覧期間

平成28年8月10日から平成28年12月12日まで（ただし，閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。